

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年七月九日

奈良県人事委員会委員長 森 宏 之

奈良県人事委員会規則第二号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年三月奈良県人事委員会規則第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した」を削る。

第十五条の三第二項中「介護時間は、一日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した二時間（育児休業法第十九条第一項及び育児休業条例第二十八条第一項の規定により承認されている勤務時間の一部について）」を「育児休業法第十九条第二項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項及び育児休業条例第二十八条第三項第一号に掲げる範囲内で請求する同条第一項に規定する一日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないことの承認を受けて」に改め、「ある日」の下に「の介護時間」を加え、「当該」を「一日につき」に、「時間」を「時間」に改める。

第十八条を第十九条とし、第十七条を第十八条とし、第十六条を第十七条とし、第十五条の三の次に次の一条を加える。

（勤務時間条例第十五条の三第二項の人事委員会規則で定める期間）

第十六条 勤務時間条例第十五条の三第二項の人事委員会規則で定める期間は、同項に規定する対象職員の子が一歳十一か月に達する日の翌々日から二歳十一か月に達する日の翌日までの一年間とする。

附 則

この規則は、令和七年十月一日から施行する。